

長崎市

固定資産税(償却資産)納税通知書

令和5年度

No.

納税者住所・氏名

納税義務者

問い合わせ番号	通知番号	納税組合

課税標準額 ㉞
税額 ㉟ (㉞ × 1.4%)
減免税額 ㊱
年税額 (㉟ - ㊱)

納期	第1期	令和5年 5月15日～5月31日
		円
納付額	第3期	令和5年 12月15日～12月25日
		円

上記のとおり決定しましたので、納期内に別紙記載の納付場所で納めてください。
口座振替用となっているかたは、次の金融機関から各納期の最終日に自動振替納付されます。

口座振替金融機

金
支
口

※上記が空欄の場合

固定資産税のあらまし

- 課税の根拠
この税金は、地方税法第342条、第343条及び長崎市税条例第32条の規定により課されます。
- 納税義務者
毎年1月1日(賦課期日)現在、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者です。
- 審査請求等

この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、
て不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査申出)をすることができます。
また、上記処分に係る取消しの訴え(固定資産評価審査委員会への審査申出については、当該固定資産評価審査委員会の決定に不
限る。)は、上記審査請求の裁決又は審査申出に対する決定後、その裁決又は決定の送達を受取った日の翌日から起算して6か月以内
を受けた日から6か月以内であっても裁決又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま
長崎市を代表する者は、審査請求の場合は長崎市長、審査申出の場合は長崎市固定資産評価審査委員会)を被告として裁判所に提起す
なお、評価額以外の事項に係る処分についての取消しの訴えは